

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成30年2月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H〇.〇.〇付けの（徳島新聞記事）別付づけの〇〇部に関する。（事故報告せず）の記事に係る経緯が分かる書類（伺い、処分内容、事故報告書、警察に提出、保険会社への報告書）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年2月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「請求に係る保有公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和30年3年12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和元年5月24日、実施機関は徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を制限するのは可笑しい。

県の枉法行為を確認した為。

本来、事故に関する書類等の報告などの書類を改ざんする行為は可笑しい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分の理由

条例第7条第2号は、当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、審査請求人が公文書公開請求書に添付した徳島新聞の写しに記載されている、〇〇部係長の事故報告に関する件について、実施機関で保有している書類と推測した。

実施機関では、〇〇部の職員の業務中の交通事故について、〇〇部より文書で報告を受ける業務及び文書を作成する業務を行っていないため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年5月24日	諮問
令和6年6月24日 第2部会（第12回）	審議
同 年7月22日 第2部会（第13回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求人が公文書公開請求に添付した徳島新聞の写しに記載されている、〇〇部係長の事故報告に関する件について、実施機関で保有している書類が存在する旨主張している。

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、農山漁村振興課では、〇〇部の職員の業務中の交通事故について、〇〇部より文書で報告を受ける業務及び文書を作成する業務を行っていないため、文書は保有していないとのことである。

職員の業務中の交通事故の措置及び報告については、徳島県県有車両管理規則（昭和42年徳島県規則第36号）第27条第1項及び第2項に、運転者は直ちに電話等により課長等に報告すること、課長等は軽微な事故を除くほか、速やかに管財課長に通報すること等が定められている。

したがって〇〇部の職員の業務中の交通事故について、農山漁村振興課に対する報告義務はなく、文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	